

広島県告示第三百三十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第五条第二項の規定によって、次の海岸保全区域を
大崎上島町長が管理する海岸保全区域に指定する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

来島地区

一 所在地

豊田郡大崎上島町中野字来島

二 海岸名

広島県広島沿岸大崎海岸来島地区海岸

三 区域

昭和四十年広島県告示第二十四号に掲げる区域

外浜地区

一 所在地

豊田郡大崎上島町大串字外浜

二 海岸名

広島県広島沿岸大崎海岸外浜地区海岸

三 区域

昭和三十五年広島県告示第七十三号に掲げる区域

長島北地区

一 所在地

豊田郡大崎上島町中野字布浦

二 海岸名

広島県広島沿岸大崎海岸長島北地区海岸

三 区域

昭和五十九年広島県告示第二百九十五号に掲げる区域

七々見地区

一 所在地

豊田郡大崎上島町大串字七々見

二 海岸名

三 広島県広島沿岸大崎海岸七々見地区海岸
区域

昭和三十四年広島県告示第六百四十八号に掲げる区域

七々見東地区

一 所在地

豊田郡大崎上島町大串字七々見

二 海岸名

広島県広島沿岸大崎海岸七々見東地区海岸

三 区域

昭和三十八年広島県告示第四百四十六号に掲げる区域

脇の浦地区

一 所在地

豊田郡大崎上島町東野字脇ノ浦

二 海岸名

広島県広島沿岸東野海岸脇の浦地区海岸

三 区域

昭和四十年広島県告示第二十五号に掲げる区域